

# 監査報告書

平成30年5月21日

社会福祉法人 窓

理事長 西川 治子 殿

監事 岡田 斎



監事 岡田 一男



私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

- 1 実施日時 平成 30年 5月 21日（月） 14時～15時30分
- 2 実施場所 藤井寺美術サロン三階小会議室（藤井寺市岡2丁目11番57号）  
及び 平成 30年 5月 21日（月） 15時30分～16時30分  
岡田一男理事自宅
- 3 立会人等 理事長 西川 治子 副園長（事務局長） 西川 昌弘

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### （2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

1 実施日時 平成 30年 5月 21日（月） 14時～15時30分  
 2 実施場所 藤井寺美術サロン三階小会議室（藤井寺市岡2丁目11番57号）  
 及び 平成 30年 5月 21日（月） 15時30分～16時30分  
 岡田一男理事自宅  
 3 立会人等 理事長 西川 治子 副園長（事務局長） 西川 昌弘

II		管理				
1	1	1 契約	はい	いいえ	該当なし	備考
1-1		当事業年度に新たに結んだ契約に関する書類を閲覧し、契約が経理規程に定められた方法によって行われていることを確認しましたか。	○			野外運動場 三社合 い見積り
2	2	2 財産目録	はい	いいえ	該当なし	備考
2-1		財産目録を閲覧し、下記の事項を確認しましたか。	○			
		資産は、基本財産、運用財産、収益事業用財産、公益事業用財産に区分して記載されている。	○			
		負債は、流動負債、固定負債に区分して記載されている。	○			
2-2		財産目録に記載されている基本財産と、定款に記載されている基本財産が一致していることを確認しましたか。	○			
3	3	会計単位・経理区分と帳簿の整備状況	はい	いいえ	該当なし	備考
3-1		定款、経理規程及び事業計画を閲覧し、本会計単位に属する全ての事業が貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書に反映されていることを下記のとおり確認しましたか。 定款上の事業名 経理区分名	○			
4	4	貸借対照表の整合性	はい	いいえ	該当なし	備考
4-1		貸借対照表と事業活動収支計算書の「次期繰越活動収支差額」が一致していることを確認しましたか	○			
4-2		「流動資産－流動負債+1年以内返済予定設備資金借入金+賞与引当金=当期末支払資金残高」の関係が成立していることを確認しましたか。	○			
5	5	対前期・予算実績比較	はい	いいえ	該当なし	備考
5-1		貸借対照表の「前年度末」と「当年度末」を比較し、金額の大幅な増減については、責任者に質問し、合理的な回答を得ましたか。	○			
5-2		資金収支計算書の「予算」と「決算」を比較し、予算を超過した勘定科目、金額の大幅な増減については、責任者に質問し、合理的な回答を得ましたか。	○			
5-3		資金収支計算書の「予算」と「決算」を比較し、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄があった場合、理事会の決議を得ていることを確認しましたか	○			
6	6	確認	はい	いいえ	該当なし	備考
6-1		貸借対照表の下記の残高については、残高証明書等の金額と一致することを確認しましたか。 ・（流動資産）「現金預金」のうち預金 ・（固定資産）「基本財産特定預金」 ・証券会社等に保護預けにしている： （流動資産）「有価証券」（固定資産）「投資有価証券」 ・（流動負債）「短期運営資金借入金」 ・（固定負債）「長期運営資金借入金」 ・（固定負債）「設備資金借入金」	○			
			○			
7	7	収入と支出	はい	いいえ	該当なし	備考
7-1		人件費については、給与台帳に記載されている職員が実在していることを、出勤簿の出勤状況及び源泉所得税と社会保険料の納付状況により確認しましたか。	○			
7-2		事務費、事業費の元帳を閲覧し、定款細則等で定められた理事長が専決できる範囲を超えて取引については、理事会の議事録で承認の状況、納品書、請求書等を吟味して取引の実在性を確認しましたか。	○			
7-3		寄附金収入明細表を閲覧し、取引業者、元入所者及びその家族、職員などの関係者からの寄附については、その合理性等を確認しましたか。			○	

1 実施日時 平成 30年 5月 21日（月） 14時～15時30分  
 2 実施場所 藤井寺美術サロン三階小会議室（藤井寺市岡2丁目11番57号）  
 及び 平成 30年 5月 21日（月） 15時30分～16時30分  
 岡田一男理事自宅  
 3 立会人等 理事長 西川 治子 副園長（事務局長） 西川 昌弘

### 2018年度 監事監査 確認項目

I	組織運営	はい	いいえ	該当なし	備考
1	定款 ①定款準則に準拠していること。 ②定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。	○			
2	役員	○			
2-1	定数現員 ①定数は、事業規模等の実績に即したものであること。 ②欠員が生じていないこと。 ③役員名簿が整備されていること	○			
2-2	選任任期 ①役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。 ②選任関係書類が整備されていること。 ③役員の任期が明確になっていること。尚、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 ④任期の切れている役員がいないこと。 ⑤評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うことが適當なこと。	○			
2-3	適格性 ①欠格事由を有する者、成年被後見人及び被補佐人及び禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者が選任されていることは適當でないこと。 ②関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適當でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。 ③実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適當でないこと。 ④地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適當でないこと。	○			
2-4	報酬性 ①役員に報酬等が支給されている場合は、定款の定めに従い必要な事項を理事会の議決により定め支給していること。	○			
2	理事				
2-1	定数 ①定数は、6名以上で確定数であること。	○			
2-2	①各理事と親族等の特殊の関係のある者が制限数を超えて選任されてはならないこと。 適格性 ②当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関係する業務を行うものが3分の1を超えてはならないこと。 ③社会福祉事業について、学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が1名以上参加していること。 ④当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。ただし、評議員会未設置の法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。	○			
2-3	代表者 ①理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、その旨を定款に明記していること。また、登記されていること。 ②理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。	○			
3	監事				
	①理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。 ②1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、残りの1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。 ③他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。 ④当該法人に係る社会福祉施設の整備運営と密接に関連する業務を行う者であってはならない。 ⑤理事の業務執行の状況、法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われていること。 ⑥監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告し、法人において保存されていること。	○			
4	理事会				
4-1	開催状況 ①開催手続きが、定款の定めに従って行われていること。 ②予算のための理事会、決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に則し、必要に応じて理事会が開催されていること。	○			
4-2	審議状況 ①理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。 ②議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。 ③理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任していないこと。 ④定款の規定に従い書面表決を認めるときは、その手続きが行われていること。 ⑤理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	○			
4-3	記録 ①議事録は、正確に記録され、かつ、当日の資料が添付されて保存されていること。 ②議長及び議事録署名人（理事2名）は、議事録に署名又は記名押印していること。	○			
5	評議員会				
5-1	開催状況 ①開催手続きが、定款の定めに従って行われていること。 ②予算のための評議員会、決算のための評議員会のほか、評議員会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に則し、必要に応じて評議員会が開催されていること。	○			
5-2	審議状況 ①評議員会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。 ②議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。 ③理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	○			
5-3	記録 ①議事録は、正確に記録され、かつ、当日の資料が添付されて保存されていること。 ②議長及び議事録署名人（理事2名）は、議事録に署名又は記名押印していること。	○			